

農林水産省補助事業

台湾 食品アレルギー表示規定（仮訳）

2018年10月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品部 農林水産・食品課

本仮訳は、2018年8月21日に公告された「食品過敏原標示規定」(2020年7月1日施行)をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

<https://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?cid=3&id=24294>

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

お役立ち度アンケートへのご協力をお願い

ジェトロでは、日本産食品の輸出拡大の参考とすることを目的に本仮訳を実施しました。
ぜひお役立ち度アンケートにご協力をお願いいたします。

◆本仮訳のお役立ち度（必須）

役に立った まあ役に立った あまり役に立たなかった 役に立たなかった
その理由をご記入ください。

◆本仮訳をご覧になり、実際にビジネスにつながった例がありましたらご記入ください。（任意）

◆今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。（任意）

◆貴社・団体名（任意）

◆お名前（任意）

◆メールアドレス（任意）

◆企業規模（必須） 大企業 中小企業 その他

FAX 送信先：03-3582-7378 ジェトロ農林水産・食品課宛

本アンケートはインターネットでもご回答いただけます

(https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afc/tw_allergen)

※お客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価および業務改善、事業フォローアップ、今後の調査テーマ選定などの参考のために利用いたします。

【資料名：台湾 食品アレルギー表示規定（仮訳）】

食品アレルギー表示規定

- 一、本規定は、食品安全衛生管理法第 22 条第 1 項第 10 号の規定に基づき制定する
- 二、容器入り、または包装されて市販されるもので、アレルギー体質者にアレルギー反応を起こさせる下記物質を含んでいる食品については、その容器またはパッケージに、アレルギー物質の名称を含む警告表示を目立つように表示しなければならない。
 - (一) 甲殻類およびその製品
 - (二) マンゴーおよびその製品
 - (三) 落花生およびその製品
 - (四) 牛乳、ヤギ乳およびそれらの製品。ただし、牛乳およびヤギ乳から抽出されるラクチトールを除く
 - (五) 卵およびその製品
 - (六) 堅果類およびその製品
 - (七) ゴマおよびその製品
 - (八) グルテンを含む穀物およびその製品。ただし、穀物から製造されたグルコースシロップ、マルトデキストリンおよびアルコールを除く
 - (九) 大豆およびその製品。ただし、大豆から得られた精製度の高いまたは純化された大豆油(脂)、混合形態のトコフェロールおよびその誘導体、植物ステロール、植物ステロールエステルを除く
 - (十) 魚類およびその製品。ただし、ビタミンやカロテノイド製剤の担体に使われる魚類ゼラチンやアルコールの清澄剤に使われる魚類ゼラチンを除く
 - (十一) 亜硫酸塩類などを使用し、その最終製品中に二酸化硫黄として 10 ミリグラム／キログラム以上残留している製品
- 三、上記警告表示は、以下のいずれかの方法により表示する。
 - (一) 「本製品には〇〇が含まれています」「本製品には〇〇が含まれています。アレルギーのある方はご遠慮ください」またはこれと同等の意味を持つ文言。
 - (二) 品名に「〇〇」を明記する。当該方法により表示する場合には、含有するアレルギー物質を全て品名において明記しなければならない。

食品アレルギー表示に関する提案事項

2014.03.13 公表

2014.10.14 修正版公表

2018.08.21 修正版公表

一、容器入り、または包装されて市販される食品について、甲殻類、マンゴー、落花生、ゴマ、牛乳およびヤギ乳、卵、堅果実類、グルテンを含む穀物、大豆、魚類を含み、ならびに亜硫酸塩類などを使用して最終製品中の二酸化硫黄残留量が10ミリグラム/キログラム以上であるなどの、アレルギー体質者にアレルギー反応を起こさせる「食品アレルギー表示規定」第2項所定の11項目の物質およびそれらの製品は、容器またはパッケージにアレルギー物質の名称を含む警告表示を目立つように表示しなければならないほか、下記物質、食品添加物を含む場合には、アレルギー警告表示を目立つように表示すべきことを提案する。

- (一) 頭足類およびその製品。例：コウイカ、ヤリイカ、タコ、スルメイカなど、およびタコ焼き、裂きイカなどの製品
- (二) 貝類およびその製品。例：タニシ、カラスガイ、シジミ、カキ、ホタテガイ、イガイ、ハマグリ、アワビなど、および干貝醬（ホタテソース）、干貝糖（ホタテ飴）、貝類入り XO 醬などの製品
- (三) 種子類およびその製品。例：ヒマワリの種、クアズ（ウリ類の種）など。ただし、ヒマワリの種から得られた精製度の高いまたは純化されたヒマワリ油を除く。
- (四) キウイフルーツおよびその製品。例：キウイジャム、ドライキウイフルーツなど

二、食品の製造過程では、食品の交差汚染を防止するための適当な管理措置を講じなければならない。食品の製造過程においてはアレルギーとなる物質や食品添加物が使用されていないけれども、同じ工場、設備または生産ラインなどで製造されるほかの食品にアレルギーとなる物質や食品添加物が使用されており、非意図的にそれらが食品に混入する可能性がある場合には、「本製品の製造工場の製造設備または生産ラインでは、〇〇を処理しています」、またはそれと同等の意味を持つ文言を明記して表示することを提案する。

食品アレルギー表示規定 Q&A

2018年8月21日公布

2018年9月21日修正

Q1. 食品アレルギー表示規定に含有量の規定はありますか？

A1：市販の容器入り、または包装された食品は、「食品アレルギー表示規定」に掲げられるアレルギー物質を含む場合には、含有量にかかわらず、当該食品の容器またはパッケージにアレルギー物質の名称を含む警告表示を規定に基づいて目立つように表示しなければなりません。

Q2. レストランのメニューや個包装製品についても、規定に基づいてアレルギーを表示しなければならないのでしょうか？

A2：個包装製品および飲食店で直接提供される食品は規定の対象外です。ただし、業者は自発的に食品に関する情報を表示する必要があります。

Q3. 落花生などのアレルギーが含まれる製品について、一般消費者ではなく食品メーカーに販売し、または食品メーカーで使用する場合でも、パッケージにアレルギーを表示する必要がありますか？

A3：製品を食品メーカーにのみ販売（BtoB）する場合には、「食品アレルギー表示規定」に従い容器またはパッケージにアレルギー警告情報を表示する必要はありません。ただし、関連する情報を川下企業に提供しなければなりません。

Q4. アレルギーの成分が既に製品表示において表示されています。ラベルの面積・字数制限の観点から警告表示は書かなくても良いのでしょうか？

A4：1. 警告表示は必ず書いてください。「食品アレルギー表示規定」に掲げられるアレルギー物質を含む製品は全て、容器もしくはパッケージに「本製品には〇〇が含まれています」「本製品には〇〇が含まれています。アレルギーのある方はご遠慮ください」もしくはこれと同等の意味を持つ文言のいずれかを表示するか、または品名に「〇〇」と明記しなければなりません。

2. 品名で記載する場合は、含まれる全てのアレルギー物質を品名に明記してください。

Q5. アレルギー情報の記載にフォントサイズの規定はありますか？

A5：食品アレルギー情報の表示に係るフォントサイズについては、食品安全衛生管理法施行細則第19条の次の規定「表示に係るフォントサイズは、2ミリメートル×2ミリメートルを下回ってはならない。ただし、パッケージおよび容器の最大表面積が80平方センチメートル以下である場合は、1ミリメートル×1ミリメートルを下回ってはならない。」が適用される。

ンチメートル未満の場合は、品名、メーカー名および賞味期限以外のほかの項目は、2ミリメートル×2ミリメートル未満とする必要がある。」に従わなければなりません。

Q6. アレルゲン情報の表示については、食材名で表示しなければならないのでしょうか？
それとも分類別に表示するのでしょうか？

- A6 :** 1. アレルゲンの警告表示は、「本製品には〇〇が含まれています」「本製品には〇〇が含まれています。アレルギーのある方はご遠慮ください」もしくはこれと同等の意味を持つ文言のいずれか1つにより表示し、または品名に「〇〇」と明記する必要があります。
2. 上記警告表示は、「本製品には〇〇（原材料名）が含まれています」（例：カシューナッツ、小麦、牛乳、二酸化硫黄、鮭を含む場合）、「本製品には〇〇類（アレルゲンの分類）が含まれています」（例：堅果類、グルテンを含む穀物、乳製品、魚類、亜硫酸塩類）のいずれも可です。

Q7. 品名に既にアレルゲン情報が記載してある場合は、品名記載の方法が適用されていると見なされますか？

- A7 :** 製品の品名に既に、製品に含まれているアレルギー物質の全ての名称が明記されているのであれば、品名記載の表示方法を適用することができます。例えば、製品に落花生および牛乳の2つのアレルギー物質が含まれており、品名が「落花生牛乳アイス」となっている場合です。品名が「落花生アイス」の場合には、1つのアレルギー物質しか品名に明記されていないので、「本製品には落花生、牛乳が含まれています」「本製品には落花生、牛乳が含まれています。アレルギーのある方はご遠慮ください」またはこれと同等の意味を持つ文言により表示しなければなりません。

Q8. 本規定における甲殻類とは何を指しますか？

- A8 :** 本規定における「甲殻類」とは、科学的に甲殻類に分類されるものを指しています。

Q9. 貝類（ハマグリ、テリザクラガイ）、軟体動物（コウイカなど）は甲殻類または魚類に属しますか？

- A9 :** 1. いいえ。タニシ、カラスガイ、シジミ、カキ、ホタテガイ、イガイ、ハマグリ、テリザクラガイ、アワビなどは貝類、コウイカ、ヤリイカ、タコ、スルメイカなどは頭足類です。
2. 貝類および頭足類は「食品アレルゲン表示規定」により表示すべきアレルギー物質ではありませんが、「食品アレルゲン表示に関する提案事項」に従い自由意思によりアレルゲン情報を表示する必要があります。

Q10. ゴマ油、ピーナッツオイルは、食品アレルギー表示規定に基づき表示をする必要はありますか？

A10：ゴマ油、ピーナッツオイルはそれぞれゴマ製品、落花生製品ですので、規定に従いアレルギー情報を表示しなければなりません。

Q11. 製品に使用する合成香料に、バターから抽出した香気成分（バター脂肪やバター酸などの香料）が含まれています。これは「牛乳、ヤギ乳およびそれらの製品」としてアレルギー表示をすべきでしょうか？

A11：バターから抽出された香気成分が牛乳から得られた原料である場合、規定に基づきアレルギー情報を表示しなければなりません。「本製品にはバター脂肪、バター酸（牛乳由来）が含まれています」「本製品には香料（牛乳由来）が含まれています」または同等の意味を持つ文言により表示してください。

Q12. 卵およびその製品は鳥類の卵のみを指すのでしょうか？魚卵やエビの卵は入りますか？どのように表示したらよいのでしょうか？

A12：1. 本規定における「卵およびその製品」とは、鳥類の卵を指しています。表示は「本製品には卵が含まれています」とするか、または鳥類の名称（鶏卵、アヒルの卵など）を注記してください。
2. エビの卵は甲殻類、魚卵は魚類に分類されます。「本製品にはエビの卵または甲殻類が含まれています」「本製品には鮭の卵または魚類が含まれています」のように表示しなければなりません。

Q13. 「堅果類」とは何ですか？

A13：堅果類とは、アーモンド、ヘーゼルナッツ、クルミ、カシューナッツ、ピーカンナッツ、ブラジルナッツ、ピスタチオナッツ、マカダミアナッツ、松の実、栗、ヤシの実、シアナッツなどを指しています。ただし、これ以外でも、国際的に堅果類と認識されているものが製品に含まれている場合は、アレルギー情報を表示しなければなりません。

Q14. ココナッツオイル、シアバターにも食品アレルギー表示の規定が適用されますか？

A14：シアナッツ、ヤシの実は国際的に堅果類に分類されており、ココナッツオイル、シアバターも規定に従いアレルギー情報を表示しなければなりません。

Q15. 「グルテンを含む穀物およびその製品」とは何を指すのでしょうか？アレルギー情報は「グルテンが含まれています」で良いのでしょうか？

A15：1. グルテンを含む穀物には、小麦、大麦、ライ麦、オーツ麦などを含みます。ただし、

これ以外でも、国際的にグルテンを含む穀物と認識されているものが製品に含まれている場合は、アレルギー情報を表示しなければなりません。

2. 上記アレルギー情報の表示方法は、「グルテンを含む穀物が含まれています」、「グルテンが含まれています」のいずれも可です。

Q16. 製品にマルトデキストリンが含まれているのですが、これはアレルギー警告情報のグルテンを含む穀物類製品になるのでしょうか？

A16：食品アレルギー表示規定第 2 項 8 号によると、穀物から得られたグルコースシロップ、マルトデキストリンおよびアルコールを除き、グルテンを含む穀物およびその製品は、アレルギー情報を表示しなければなりません。ご質問のマルトデキストリンはアレルギー情報の表示対象外となっています。

Q17. 製品に大麦から得られたアルコールが含まれています。グルテンを含む穀物としてアレルギー情報を表示する必要がありますか？

A17：必要ありません。穀物から得られたアルコールは食品アレルギー表示規定の適用範囲外であるため、アレルギー表示をする必要はありません。

Q18. 製品に黒豆、蕎麦が含まれているのですが、これはアレルギー製品のどの分類に属し、どのように表示すればよいのでしょうか？

- A18：1. 黒豆は大豆に属します。製品に黒豆が含まれている場合、規定に基づき容器またはパッケージに「本製品には黒豆が含まれています」、「本製品には黒豆が含まれています。アレルギーのある方はご遠慮ください」、または「本製品には大豆類が含まれています」、「本製品には大豆類が含まれています。アレルギーのある方はご遠慮ください」と表示しなければなりません。
2. 蕎麦は「タデ科」に属し、グルテンを含む穀物ではないため、規定に基づきアレルギー物質の表示をする必要はありません。

Q19. アレルギー表示対象外の大豆製品はありますか？

- A19：1. 大豆から得られた製品（大豆タンパク、大豆レシチン、大豆ファイバーなど）や大豆製品（豆腐、豆腐干、小豆餡入りの饅頭、豆乳（訳注：原文では「豆漿」「豆乳」の 2 語があるが、日本語ではどちらも「豆乳」と訳している）、湯葉、醤油、味噌、納豆、大豆粉）および大豆から作られたベジタリアン・ミートなどはアレルギー情報を表示する必要があります。
2. 大豆から得られた精製度の高いまたは純化された大豆油（脂）、混合形態のトコフェロールおよびその誘導体、植物ステロール、植物ステロールエステルはアレルギー情報を表示する必要はありません。

Q20. 製品に魚油を添加しています。食品アレルギー表示規定では「魚類およびその製品」がありますが、消費者に広く知られている魚（肉）を直接加えているわけではなく、直接「本製品には魚油が含まれています」と表示しても良いのでしょうか？

A20: 魚油は魚類製品になります。魚油が原材料の1つとして製品に使われている場合、規定に従いアレルギー警告情報を表示しなければなりません。表示方法は、「本製品には魚油が含まれています」または「本製品には魚類が含まれています」のいずれも可です。

Q21. 魚類から得られたゼラチンはアレルギー表示をしなくて良いのでしょうか？

A21: いいえ、表示してください。魚類から得られたゼラチンは魚類製品に該当します。そのため、含有量のいかんにかかわらず、規定に従いアレルギー情報を表示しなければなりません。ただし、ビタミンやカロテノイド製剤の担体やアルコールの清澄剤に使われる魚類から得られたゼラチンは、アレルギー表示の対象外です。

Q22. 食品アレルギー表示規定第2項11号に二酸化硫黄の残留量が規定されていますが、添加量が10ミリグラム/キログラム未満の場合は表示しなくて良いのでしょうか？

A22: 本規定は、製品に亜硫酸塩類などを使用し、その最終製品中の二酸化硫黄残留量が10ミリグラム/キログラム以上（ $\geq 10\text{mg/kg}$ ）の場合にアレルギー情報を表示しなければならない旨を定めており、最終製品中の二酸化硫黄残留量が10ミリグラム/キログラム未満（ $< 10\text{mg/kg}$ ）の場合には、表示の必要はありません。ご質問の添加量が10ミリグラム/キログラム未満の場合ですが、最終製品中の二酸化硫黄残留量が10ミリグラム/キログラム未満（ $< 10\text{mg/kg}$ ）であることが確認されていれば、表示の必要はありません。

Q23. ピロ亜硫酸ナトリウムまたは亜硫酸ナトリウムの成分が製品に含まれているのですが、この2つの成分はいずれも亜硫酸塩類に分類され、アレルギー情報を表示しなければならないのでしょうか？

A23: ピロ亜硫酸ナトリウムと亜硫酸ナトリウムは亜硫酸塩類に属します。最終製品中の二酸化硫黄残留量が10ミリグラム/キログラム以上である場合は、規定に従いアレルギー警告情報を表示しなければなりません。表示方法は「本製品には亜硫酸塩類が含まれています」、「本製品にはピロ亜硫酸ナトリウムが含まれています」「本製品には二酸化硫黄が含まれています」のいずれも可です。

Q24. 本規定は外国からの輸入食品も対象でしょうか？輸入製品についての実施日は、輸入した日または当該製品が実際に製造された日が基準とされるのでしょうか？

A24：国内で販売される食品は、国産品であるか輸入品であるかにかかわらず、いずれも規定に基づいて表示しなければなりません。また、国産か輸入かにかかわらず、製品の製造日が基準となります。つまり、2020年7月1日に製造された食品は、規定に基づき容器またはパッケージにアレルゲン情報を表示しなければならないということです。

Q25. 食品が規定どおりにアレルゲン情報を表示しなかった場合、罰則はありますか？

A25：包装食品が「食品アレルゲン表示規定」どおりに表示をしなかった場合、食品安全衛生管理法第22条の規定に違反したのものとして、3万台湾ドル以上300万台湾ドル以下の罰金が科せられます。虚偽の表示をしていた場合は同法第28条の規定に違反したのものとして、4万台湾ドル以上400万台湾ドル以下の罰金が科せられます。製品については、第53条に基づき期間を限り回収・是正されます。

Q26. 製品が共通の工場で製造された場合、アレルギー物質が故意によらずに混入する可能性があります。この場合は、アレルゲンを表示しなければならないのでしょうか？どのように表示したら良いのでしょうか？

A26：食品の製造過程では、食品の交差汚染を防止するための適当な管理措置を講じなければならぬほか、「食品の良好な衛生規範準則」の規定も遵守しなければなりません。同じ工場、設備または生産ラインなどを使って製造された当該食品以外のほかの食品にアレルギー物質となる物質や食品添加物が使用されており、非意図的にそれらが食品に混入する可能性がある場合は、「本製品の製造工場の製造設備または生産ラインでは、〇〇を処理しています」またはそれと同等の意味を持つ文言を明記することを提案します。

Q27. 製品にヒマワリの種やキウイフルーツなど、食品アレルゲン表示に関する提案事項に記載されている食品が含まれています。アレルゲンを表示しなければならないのでしょうか？

A27：「食品アレルゲン表示に関する提案事項」に記載されているアレルギー物質の品目については、業者側が自由意思によりアレルゲン警告情報を表示してください。

台湾 食品アレルギー表示規定（仮訳）

2018年10月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載